

令和4年度

中山間地域等直接支払交付金の
実施状況について

令和5年8月
北 海 道

【利用上の注意】

- 1 本実施状況の取りまとめ範囲は、北海道である。
- 2 面積等は単位未満を四捨五入しているため、合計とその内訳の積算値が一致しない場合がある。

目 次

I	制度の概要	1
II	実施状況	3
1	実施市町村数	3
2	協定数及び協定参加者数	4
(1)	集落協定	4
(2)	個別協定	4
3	交付面積	5
(1)	協定別	5
(2)	地目別	5
(3)	交付基準別	5
(4)	増減要因	5
4	交付金額	7
(1)	協定別	7
(2)	地目別	7
(3)	交付基準別	7
(4)	増減要因	7
(5)	加算措置	9
5	協定の概要	10
(1)	1市町村当たり、1協定当たりの交付金額等	10
6	集落協定活動の動向	11
(1)	交付金の配分割合	11
(2)	集落協定の規模	12
(3)	集落協定の活動の実施状況	13
ア	集落マスタープランの取組状況 [必須]	13
イ	農業生産活動等として取り組むべき事項 [必須]	14
(ア)	耕作放棄の防止の活動	14
(イ)	水路・農道等の管理活動	14
(ウ)	多面的機能を増進する活動	15
ウ	農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項 [集落戦略の作成状況]	16
(4)	共同取組活動に配分された交付金の使途	17
III	市町村別実施状況	18

I 制度の概要

耕作放棄地の増加等により水源涵養機能・洪水防止機能等、農業農村の有する多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じて、多面的機能確保する観点から、農業生産条件の不利を補正する目的で中山間地域等直接支払交付金を交付します。

○実施期間

本制度は、平成12年度（2000年度）から第1期対策がスタートし、5年ごとに対策内容が見直され、令和元年度（2019年度）まで第4期対策を実施してきました。令和3年度（2021年度）からは令和6年度（2024年度）までを実施期間とする第5期対策が取り組まれています。

なお、第5期対策からは、第4期対策の枠組みを維持するとともに、前向きな取組への支援が強化されています。

○交付単価（円/10a）

地目	交付基準	基礎単価	体制整備単価	備考
田	急傾斜 ^{※1}	16,800	21,000	・協定に定める活動内容が、①「農業生産活動を継続するための活動」のみの場合は交付単価の8割（基礎単価）、①に加えて②「体制整備のための前向きな活動」を行う場合は交付単価の10割（体制整備単価）を交付 ・高齢化率・耕作放棄地率の高い集落にある農用地は、緩傾斜の単価。
	緩傾斜 ^{※2}	6,400	8,000	
畑	急傾斜	9,200	11,500	
	緩傾斜	2,800	3,500	
草地	急傾斜	8,400	10,500	
	緩傾斜	2,400	3,000	
	草地比率の高い草地 ^{※3}	1,200	1,500	
採草放牧地	急傾斜	800	1,000	
	緩傾斜	240	300	

※1：急傾斜は、勾配が田で1/20以上、畑・草地及び採草放牧地で15度以上の農用地

※2：緩傾斜は、勾配が田で1/100以上1/20未満、畑・草地及び採草放牧地で8度以上15度未満の農用地

※3：草地比率の高い草地は、積算気温が著しく低く、かつ、草地比率が70%以上である市町村内に存する草地

○集落協定

対象農用地において5年間以上継続して農業生産活動を行う複数の農業者等が締結する協定

① 農業生産活動等を継続するための活動	② 体制整備のための前向きな活動
<ul style="list-style-type: none"> 農業生産活動等（必須事項） 例：耕作放棄の発生防止活動 水路・農道等の管理活動 （泥上げ、草刈り等） 多面的機能を増進する活動 （選択的必須事項） 例：周辺林地の管理 景観作物の作付け 体験農園 魚類等の保護 	<ul style="list-style-type: none"> 「集落戦略」の作成 <p>集落戦略とは、協定農用地の将来像並びに、協定農用地を含む集落全体の将来像、課題、対策について、協定参加者で話し合いを行いながら作成する、集落全体の指針。</p> <p>—集落戦略の項目—</p> <ul style="list-style-type: none"> 協定農用地の将来像 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状 集落の現状を踏まえた対策の方向性 具体的な対策に向けた検討 今後の対策の具体的内容及びスケジュール 農業生産活動等継続のための支援体制

○個別協定

認定農業者等が農用地の権原を有する者との間において5年間以上の利用権の設定等や農作業受委託契約に基づき締結する協定

① 農業生産活動等を継続するための活動	② 体制整備のための前向きな活動
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業生産活動等（必須事項） 例： 耕作放棄の発生防止活動 水路・農道等の管理活動 （泥上げ、草刈り等） ・ 多面的機能を増進する活動 （選択的必須事項） 例： 周辺林地の管理 景観作物の作付け 体験農園 魚類等の保護 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度（2024年度）までに利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業のうち田においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上の受託面積の合計（実農用地面積）が協定認定時における協定農用地面積の10%又は0.5haのうちいずれか多い方の面積以上の増加

※1：①又は②を行う場合は、自作地も交付対象とすることが可能。

※2：自作地を対象としない場合の体制整備単価の要件は、②のみ。

Ⅱ 実施状況

1 実施市町村数

令和4年度（2022年度）実施市町村は、令和3年度（2021年度）と同数の98市町村となっています。

表1 実施市町村数 (単位：市町村)

区分	R3	R4	増減
道内市町村数	179	179	0
交付市町村数	98	98	0
うち一般地域 ^{※1}	97	97	0
うち特認地域 ^{※2}	2	2	0

※1：一般地域は、地域振興6法（特定農山村、山村、過疎、半島、離島、棚田）の指定を受けている市町村

※2：特認地域は一般地域以外で知事特認地域基準を満たす市町村

※3：一般地域と特認地域が重複する市町村がある

2 協定数及び協定参加者数

(1) 集落協定

令和4年度(2022年度)の集落協定数は、令和3年度(2021年度)と同数の314協定となっています。

集落協定のうち、体制整備単価の協定数は304協定で、全集落協定数の97%を占めています。

(2) 個別協定

令和4年度(2022年度)の個別協定数は2協定で、令和3年度(2021年度)と同数でした。

個別協定は全てが基礎単価となっています。

表2 協定数

(単位：協定)

区 分	R 3			R 4			増減	体制整備		基礎
	体制整備	基礎	増減	体制整備	基礎	体制整備		基礎		
集落協定	314 (100%)	304 (96.8%)	10 (3.2%)	314 (100%)	304 (96.8%)	10 (3.2%)	0	0	0	
個別協定	2 (100%)	0 (0%)	2 (100%)	2 (100%)	0 (0%)	2 (100%)	0	0	0	
合 計	316 (100%)	304 (96.2%)	12 (3.8%)	316 (100%)	304 (96.2%)	12 (3.8%)	0	0	0	

表3 協定参加者数

(単位：人・組織)

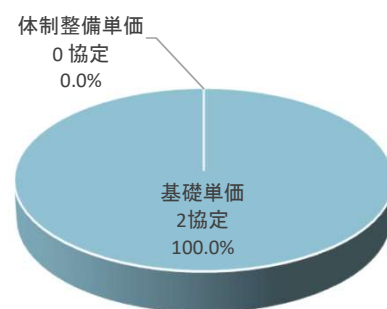
区 分	R 3			R 4			増減	体制整備		基礎
	体制整備	基礎	増減	体制整備	基礎	体制整備		基礎		
農業者	11,989	11,792	197	12,047	11,857	190	58	65	▲ 7	
交付農用地を持たない農業者	2,880	2,837	43	2,909	2,865	44	29	28	1	
農業法人 ^{※1}	1,592	1,557	35	1,651	1,630	21	59	73	▲ 14	
農業生産組織 ^{※2}	198	194	4	214	210	4	16	16	0	
土地改良区	13	12	1	13	12	1	0	0	0	
水利組合	53	53	0	42	42	0	▲ 11	▲ 11	0	
非農業者	844	779	65	1,152	1,097	55	308	318	▲ 10	
その他	440	418	22	118	96	22	▲ 322	▲ 322	0	
合 計	15,129	14,805	324	15,237	14,944	293	108	139	▲ 31	

※1：農地所有適格法人、特定農業法人、その他法人（NPO法人、公益法人等）

※2：機械・施設共同利用組織、農作業受委託組織、栽培協定、その他協定の組織数



集落協定



個別協定

3 交付面積

令和4年度(2022年度)に交付金が交付された面積(以下、「交付面積」という。)は、26万8,828haで、令和3年度(2021年度)から2,834ha増加しました。

このうち、体制整備単価協定に係る交付面積は26万7,902haで、全体の99.7%を占めています。

(1) 協定別

令和4年度(2022年度)の協定別の面積の内訳は、集落協定26万8,806ha、個別協定23haとなっています。

(2) 地目別

令和4年度(2022年度)の地目別の面積の内訳は、田3万6,416ha、畑4,952ha、草地22万7,450ha、採草放牧地11haとなっています。

(3) 交付基準別

令和4年度(2022年度)交付基準別の面積の内訳は、急傾斜農用地6,111ha、緩傾斜農用地4万3,082ha、高齢化率・耕作放棄率の高い農地276ha、草地比率の高い草地21万9,360haとなっています。

(4) 増減要因

地目別では畑、草地面積が増加した一方、田面積が減少しました。

増加の主な要因は、所得超過者の減少による交付対象農用地の増加等です。

減少の主な要因は、所得超過や草地比率の高い草地における畑への転換による交付対象農用地の減少等です。

表4 協定別交付面積

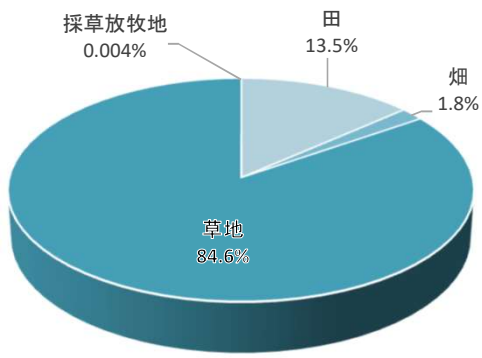
(単位: ha)

区 分	R 3	R 4	体制整備		増減	増減率 (%)
			体制整備	基礎		
集落協定	265,972	268,806	267,902	904	2,834	1.1
個別協定	23	23	0	23	0	0.0
合計	265,995	268,828	267,902	927	2,834	1.1

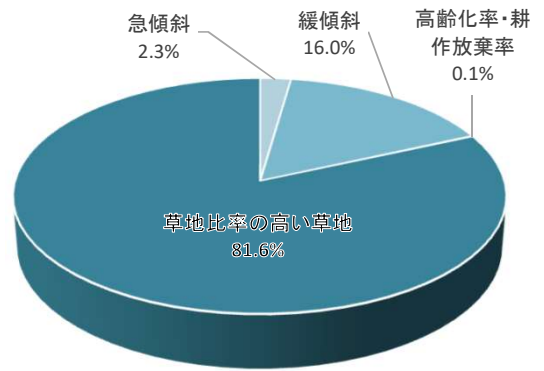
表5 地目別、交付基準別交付面積

(単位: ha)

区 分	R 3	R 4	体制整備		増減	増減率 (%)
			体制整備	基礎		
田	36,456	36,416	35,887	529	▲ 40	▲ 0.1
急傾斜	5,446	5,440	5,407	33	▲ 6	▲ 0.1
緩傾斜	30,957	30,924	30,428	496	▲ 34	▲ 0.1
高齢化率・耕作放棄率	52	52	52	0	0	0.0
畑	4,945	4,952	4,949	3	7	0.1
急傾斜	47	49	49	0	2	3.6
緩傾斜	4,745	4,751	4,748	3	6	0.1
高齢化率・耕作放棄率	152	152	152	0	0	0.0
草地	224,583	227,450	227,055	395	2,866	1.3
急傾斜	625	621	574	47	▲ 4	▲ 0.6
緩傾斜	7,336	7,397	7,049	348	60	0.8
高齢化率・耕作放棄率	72	72	72	0	0	0.0
草地比率の高い草地	216,551	219,360	219,360	0	2,809	1.3
採草放牧地	11	11	11	0	0	0.0
急傾斜	0	0	0	0	0	-
緩傾斜	11	11	11	0	0	0.0
合計	265,995	268,828	267,901.9	926.6	2,834	1.1
急傾斜	6,118	6,111	6,030.3	80.2	▲ 8	▲ 0.1
緩傾斜	43,050	43,082	42,235.6	846.3	32	0.1
高齢化率・耕作放棄率	276	276	276.0	0.0	0	0.0
草地比率の高い草地	216,551	219,360	219,360.0	0.0	2,809	1.3



交付面積の地目別割合



交付面積の交付基準別割合

4 交付金額

(1) 協定別

令和4年度(2022年度)の集落協定の交付金額は75億98万円で、令和3年度(2021年度)から3,990万円増加しました。

一方、令和4年度(2022年度)の個別協定の交付金額は385万円で、令和3年度(2021年度)と同額となっています。

(2) 地目別

令和4年度(2022年度)の田の交付金額は、37億4,411万円で、令和3年度(2021年度)から406万円減少し、全体に占める割合は50%となっています。

令和4年度(2022年度)の畑の交付金額は、1億8,092万円で、令和3年度(2021年度)から57万円増加し、全体に占める割合は2%となっています。

令和4年度(2022年度)の草地の交付金額は、35億7,976万円で、令和3年度(2021年度)から4,339万円増加し、全体に占める草地の割合は48%となっています。

(3) 交付基準別

令和4年度(2022年度)の急傾斜農用地の交付金額は、12億4,444万円で、令和3年度(2021年度)から128万円減少し、全体に占める割合は17%となっています。

令和4年度(2022年度)の緩傾斜農用地の交付金額は、29億5,635万円で、令和3年度(2021年度)から96万円減少し、全体に占める割合は39%となっています。

令和4年度(2022年度)の高齢化率・耕作放棄率の高い農用地の交付金額は、1,164万円で、令和3年度(2021年度)と同額、全体に占める割合は0.2%となっています。

令和4年度(2022年度)の草地比率の高い草地の交付金額は、32億9,240万円で、令和3年度(2021年度)から4,214万円増加し、全体に占める割合は44%となっています。

(4) 増減要因

地目別では田、畑及び草地において、交付金額の増減があります。

増加の主な要因は、所得超過者の減少による交付対象農用地の増加等です。

減少の主な要因は、所得超過や草地比率の高い草地における畑への転換による交付対象農用地の減少等です。

表6 協定別交付金額

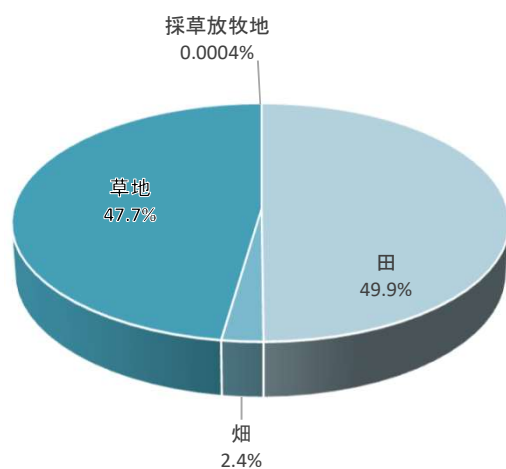
(単位：千円)

区 分	R 3	R 4	R 4		増減	増減率 (%)
			体制整備	基礎		
集落協定	7,461,077	7,500,981	7,455,161	45,820	39,904	0.5
個別協定	3,846	3,846	0	3,846	0	0.0
合 計	7,464,924	7,504,827	7,455,161	49,666	39,904	0.5

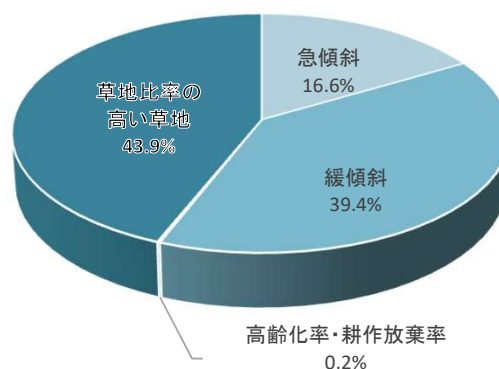
表7 地目別、交付基準別交付金額

(単位：千円)

区 分	R 3	R 4	交付基準		増減	増減率 (%)
			体制整備	基礎		
田	3,748,169	3,744,113	3,706,842	37,271	▲ 4,056	▲ 0.1
急傾斜	1,175,575	1,174,485	1,168,960	5,525	▲ 1,090	▲ 0.1
緩傾斜	2,568,446	2,565,480	2,533,734	31,746	▲ 2,966	▲ 0.1
高齢化率・耕作放棄率	4,148	4,148	4,148	0	0	0.0
畑	180,357	180,923	180,847	76	566	0.3
急傾斜	5,528	5,724	5,724	0	196	3.5
緩傾斜	169,501	169,870	169,795	76	370	0.2
高齢化率・耕作放棄率	5,329	5,329	5,329	0	0	0.0
草地	3,536,365	3,579,759	3,567,440	12,320	43,394	1.2
急傾斜	64,621	64,231	60,254	3,978	▲ 389	▲ 0.6
緩傾斜	219,330	220,971	212,629	8,342	1,641	0.7
高齢化率・耕作放棄率	2,158	2,158	2,158	0	0	0.0
草地比率の高い草地	3,250,257	3,292,399	3,292,399	0	42,142	1.3
採草放牧地	32	32	32	0	0	0.0
急傾斜	0	0	0	0	0	—
緩傾斜	32	32	32	0	0	0.0
合計	7,464,924	7,504,827	7,455,161	49,666	39,904	0.5
急傾斜	1,245,723	1,244,440	1,234,937	9,503	▲ 1,283	▲ 0.1
緩傾斜	2,957,309	2,956,353	2,916,190	40,164	▲ 955	▲ 0.0
高齢化率・耕作放棄率	11,635	11,635	11,635	0	0	0.0
草地比率の高い草地	3,250,257	3,292,399	3,292,399	0	42,142	1.3



交付金の地目別割合



交付金の交付基準別割合

(5) 加算措置

83協定が加算措置に取り組んでおり、交付金額は1億3,976万円で、交付金の全体に占める割合は2%でした。

表8 加算措置の取組に対する交付金額 (単位：協定、ha、千円)

区 分	協定数	交付面積	交付金額
棚田地域振興活動加算 ^{※1}	9	131	13,077
超急傾斜農地保全管理加算 ^{※2}	6	32	1,837
集落協定広域化加算 ^{※3}	5	973	9,375
集落機能強化加算 ^{※4}	13	9,145	15,517
生産性向上加算 ^{※5}	63	12,119	99,956
合計(実協定数)	96(83)	22,399	139,762
全体に占める割合	(26.4%)	(8.3%)	(1.9%)

※1：認定棚田地域振興活動計画に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算

※2：超急傾斜農用地(田：1/10以上、畑：20度以上)の保全等の取組を行う場合に加算

※3：他の集落内の対象農用地を含めて協定を締結して、当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保した上で、取組を行う場合に加算

※4：新たな人材の確保や集落機能(営農に関するもの以外)を強化する取組を行う場合に加算

※5：農業生産性向上を図る取組を行う場合に加算

5 協定の概要

(1) 1市町村当たり、1協定当たりの交付金額等

1市町村当たりの協定数は3協定で、交付面積は2,743ha、交付金額は7,658万円となっています。

1協定当たりの参加者数は48人（組織）で、交付面積は851ha、交付金額は2,375万円となっています。

表9 1市町村当たり、1協定当たりの交付金額等 (単位：協定、人・組織、ha、千円)

区分	市町村数	協定数	1市町村当たり			1協定当たり			一人(組織)当たりの交付金額
			協定数	交付面積	交付金額	参加者数	交付面積	交付金額	
体制整備	94	304	3	2,850	79,310	49	881	24,524	499
基礎	8	12	2	116	6,208	24	77	4,139	170
合計 [※]	98	316	3	2,743	76,580	48	851	23,749	493

※ 集落協定と個別協定の合算

6 集落協定活動の動向

(1) 交付金の配分割合

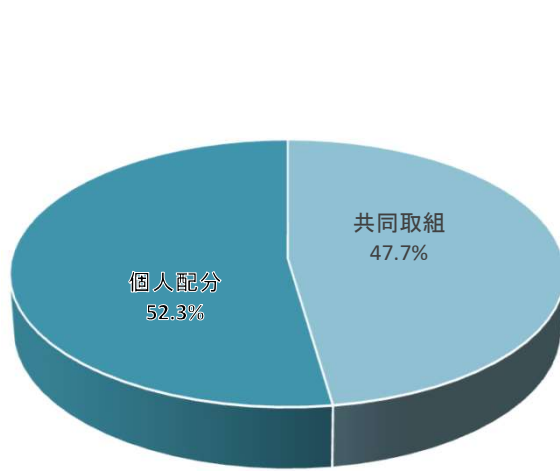
市町村から集落協定に交付された交付金の配分割合は、52%が個人配分、48%が共同取組活動分となりました。

また、交付金の40%以上を共同取組活動に充当している協定の割合は58%でした。

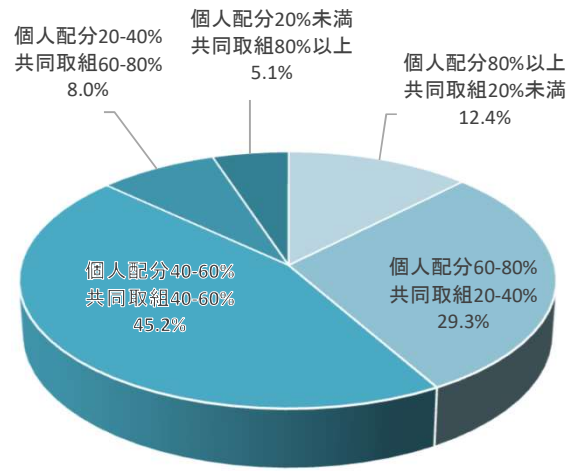
表10 交付金の配分割合（集落協定）

（単位：千円、%、協定）

区分	交付金額			計	配分割合別集落協定数					
	計	うち個人配分	うち共同取組活動		個人配分	80%以上	60-80%	40-60%	20-40%	20%未満
					共同取組活動	20%未満	20-40%	40-60%	60-80%	80%以上
R3	7,461,077	3,810,805	3,650,272	314		35	91	141	31	16
割合	(100%)	(51.1%)	(48.9%)	(100%)		(11.1%)	(29.0%)	(44.9%)	(9.9%)	(5.1%)
R4	7,500,981	3,924,279	3,576,702	314		39	92	142	25	16
割合	(100%)	(52.3%)	(47.7%)	(100%)		(12.4%)	(29.3%)	(45.2%)	(8.0%)	(5.1%)



交付金の配分割合



配分割合別集落協定数

(2) 集落協定の規模

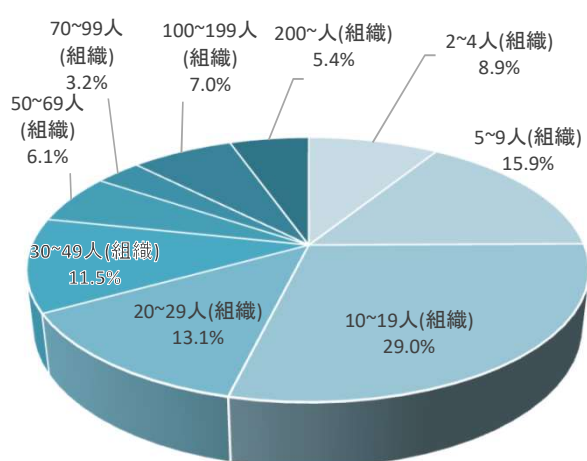
集落協定の参加者数については、19人以下の集落協定が169協定、54%となっています。
 また、集落協定の交付面積については、100ha未満の集落協定が157協定、50%を占める一方で、1,000haを超える集落協定も45協定、14%あります。

表11 参加者（人・組織）数別集落協定数 (単位：協定)

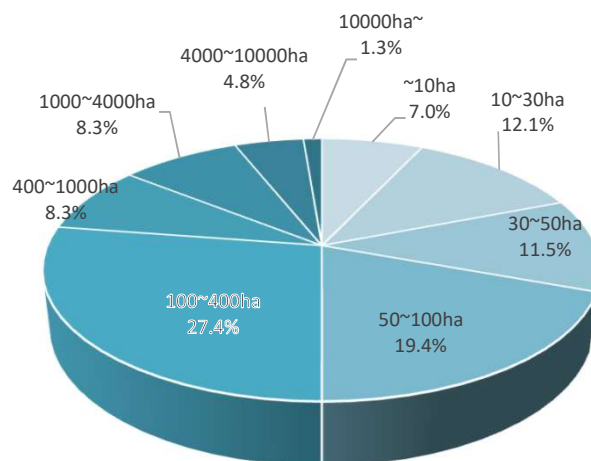
区分	2 人	5 人	10 人	20 人	30 人	50 人	70 人	100 人	200 人	合計
R 3	4	9	19	29	49	69	99	199	以上	314
割合	(8.9%)	(15.9%)	(28.3%)	(13.4%)	(12.4%)	(5.4%)	(3.5%)	(7.0%)	(5.1%)	(100%)
R 4	4	9	19	29	49	69	99	199	以上	314
割合	(8.9%)	(15.9%)	(29.0%)	(13.1%)	(11.5%)	(6.1%)	(3.2%)	(7.0%)	(5.4%)	(100%)
増減	0	0	2	▲ 1	▲ 3	2	▲ 1	0	1	0

表12 交付面積規模別集落協定数 (単位：協定)

区分	10ha 未満	10ha ～ 30ha	30ha ～ 50ha	50ha ～ 100ha	100ha ～ 400ha	400ha ～ 1,000ha	1,000ha ～ 4,000ha	4,000ha ～ 10,000ha	10,000ha 以上	合計
R 3	22	38	36	61	86	26	26	15	4	314
割合	(7.0%)	(12.1%)	(11.5%)	(19.4%)	(27.4%)	(8.3%)	(8.3%)	(4.8%)	(1.3%)	(100%)
R 4	22	38	36	61	86	26	26	15	4	314
割合	(7.0%)	(12.1%)	(11.5%)	(19.4%)	(27.4%)	(8.3%)	(8.3%)	(4.8%)	(1.3%)	(100%)
増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0



参加者数別の集落協定の割合



交付面積別の集落協定の割合

(3) 集落協定の活動の実施状況

ア 集落マスタープランの取組状況〔必須〕

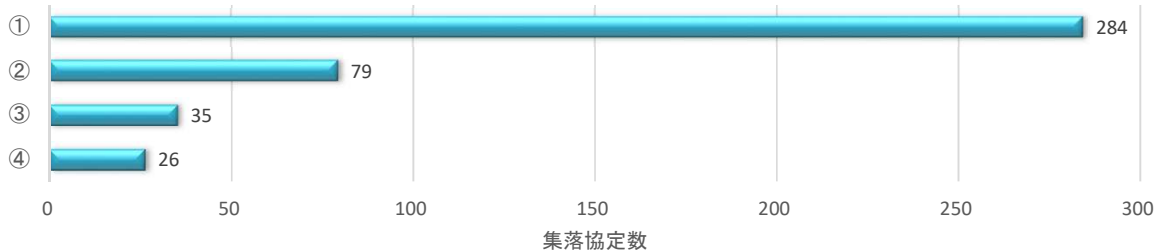
集落が目指すべき将来像として選択した項目は、「将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築」が284協定で最も多く、次いで「協定の担い手となる新たな人材の育成・確保」が79協定となっています。

集落の将来像を実現するための活動方策として選択した項目は、「共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備」が217協定で最も多く、次いで「機械・農作業の共同化等営農組織の育成」が137協定、「農業生産条件の強化」が65協定となっています。

表13 集落の目指すべき将来像

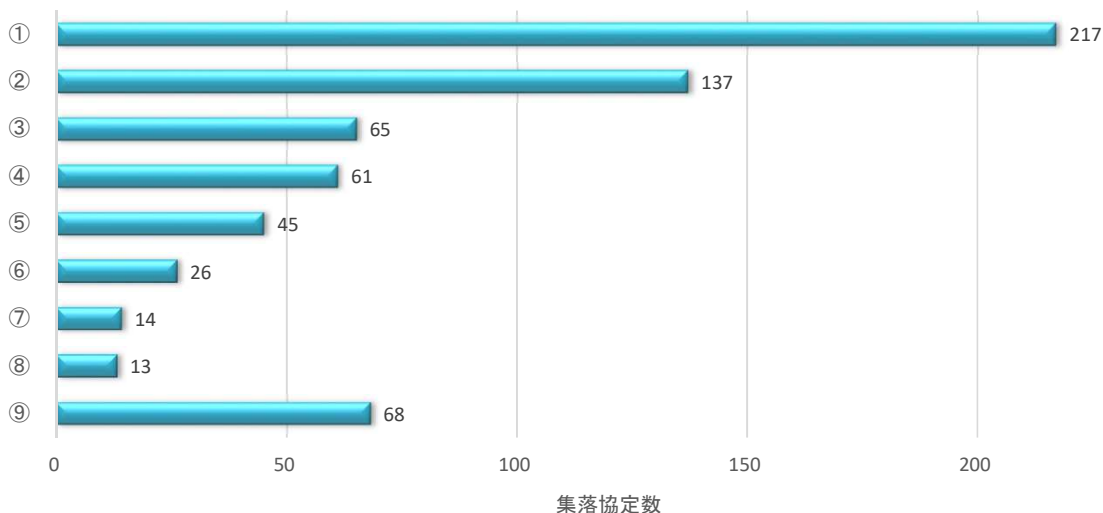
項 目	協定数	割合 (%)
集落協定数	314	—
I 目指すべき将来像（複数選択可）		
① 将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築	284	90.4
② 協定の担い手となる新たな人材の育成・確保	79	25.2
③ 協定参加者それぞれが、作物生産、加工・直売等様々な工夫により再生可能な所得を確保	35	11.1
④ その他（生産基盤整備促進等）	26	8.3
II 将来像を実現するための活動方策（複数選択可）		
① 共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備	217	69.1
② 機械・農作業の共同化等営農組織の育成	137	43.6
③ 農業生産条件の強化	65	20.7
④ 新規就農者による農業生産	61	19.4
⑤ 担い手への農地集積	45	14.3
⑥ 地場産農産物等の加工・販売	26	8.3
⑦ 担い手への農作業の委託	14	4.5
⑧ 高付加価値型農業	13	4.1
⑨ その他（生産基盤整備、鳥獣害対策等）	68	21.7

I 目指すべき将来像



※①～④は、表13の項目に対応した番号

II 将来像を実現するための活動方策



※①～⑨は、表13の項目に対応した番号

イ 農業生産活動等として取り組むべき事項（必須）

（ア）耕作放棄の防止の活動

耕作放棄の防止の活動として、「賃貸借の設定・農作業の委託」に取り組んだのは218協定で最も多く、次いで「農地の法面管理」が196協定となりました。

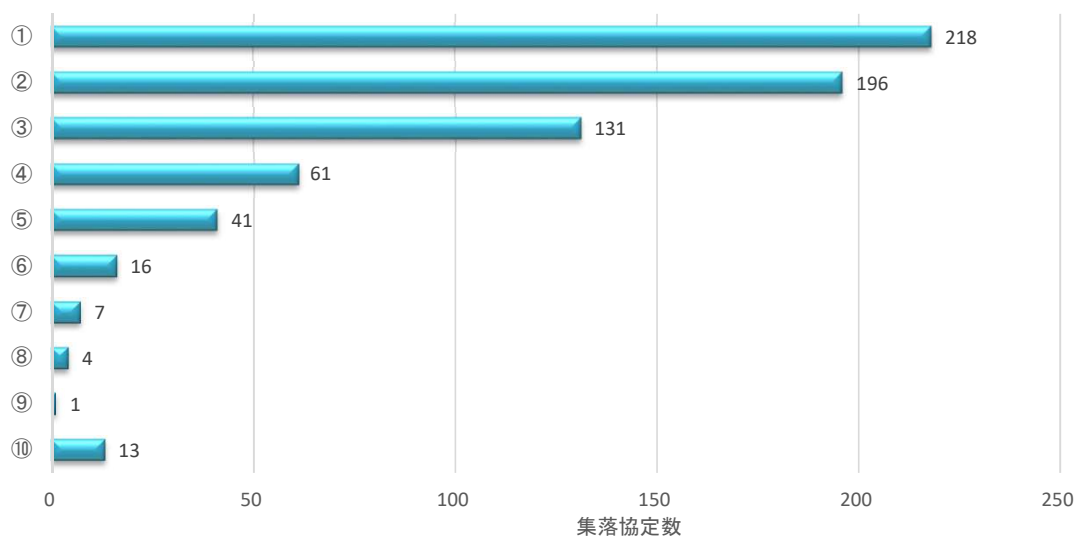
（イ）水路・農道等の管理活動

農道の管理活動に296協定、水路の管理活動に249協定が取り組みました。

表14 耕作放棄の防止等の活動

項 目	協定数	割合(%)
集落協定数	314	—
I 耕作放棄の防止の活動（複数選択可）		
① 賃貸借の設定・農作業の委託	218	69.4
② 農地の法面管理	196	62.4
③ 柵、ネット等の設置	131	41.7
④ 担い手の確保	61	19.4
⑤ 簡易な基盤整備	41	13.1
⑥ 土地改良事業	16	5.1
⑦ 地場農産物の加工販売	7	2.2
⑧ 既荒廃農地の保全管理	4	1.3
⑨ 限界的農地の林地化	1	0.3
⑩ その他（鳥獣害防止対策、農地データ整備等）	13	4.1
II 水路・農道等の管理活動（複数選択可）		
① 農道の管理	296	94.3
② 水路の管理	249	79.3
③ その他	17	5.4

I 耕作放棄の防止の活動



※①～⑩は、表14の項目に対応した番号

Ⅱ 水路・農道等の管理活動



※①～③は、表14の項目に対応した番号

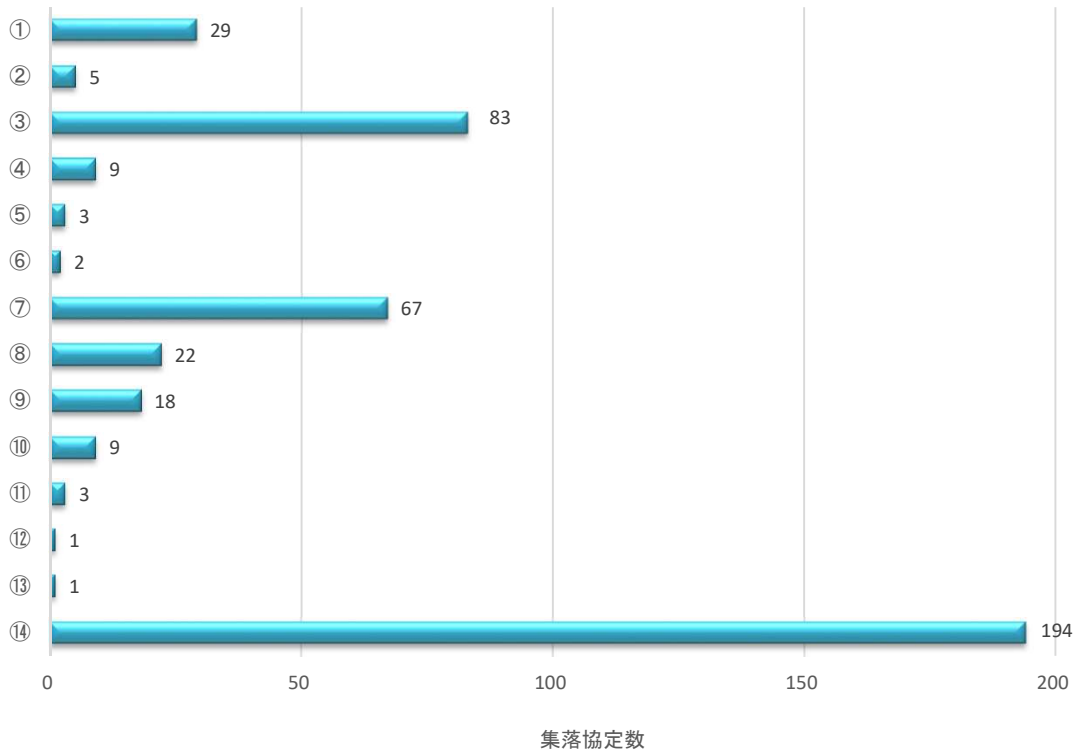
(ウ) 多面的機能を増進する活動

保健休養機能を高める取組として、「景観作物の作付け」が83協定、自然生態系の保全に資する取組として「堆きゅう肥の施肥等」が67協定で行われているほか、集落会館周辺の清掃等、地域の状況に応じて多様な取組が行われています。

表15 多面的機能を増進する活動

項 目	協定数	割合(%)
集落協定数	314	—
多面的機能を増進する活動（複数選択可）		
1 国土保全機能を高める取組		
① 周辺林地の下草刈り	29	9.2
② 土壌流亡に配慮した営農	5	1.6
2 保健休養機能を高める取組		
③ 景観作物の作付け	83	26.4
④ 体験民宿（グリーン・ツーリズム）	9	
⑤ 市民農園等の開設・運営	3	1.0
⑥ 棚田オーナー制度	2	0.6
3 自然生態系の保全に資する取組		
⑦ 堆きゅう肥の施肥等（輪作、緑肥等含む）	67	21.3
⑧ 粗放的畜産	22	7.0
⑨ 緑肥作物の作付け	18	5.7
⑩ 輪作の徹底	9	2.9
⑪ 魚類・昆虫類の保護	3	1.0
⑫ 拮抗作物の利用	1	0.3
⑬ 合鴨・鯉の利用	1	0.3
4 その他		
⑭（集落会館周辺の清掃、花壇等の整備等）	194	61.8

多面的機能を増進する活動



※①～⑭は、表15の項目に対応した番号

ウ 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項〔集落戦略の作成状況〕

第5期対策から体制整備単価の要件となった集落戦略の作成状況については、体制整備単価協定数304協定のうち「集落戦略を作成済」が78協定、26%となっています。

表16 集落戦略の作成状況

(単位：協定、%)

	集落協定数	体制整備単価協定数	集落戦略作成済協定数	作成済割合
協定数	314	304	78	25.7%

(4) 共同取組活動に配分された交付金の使途

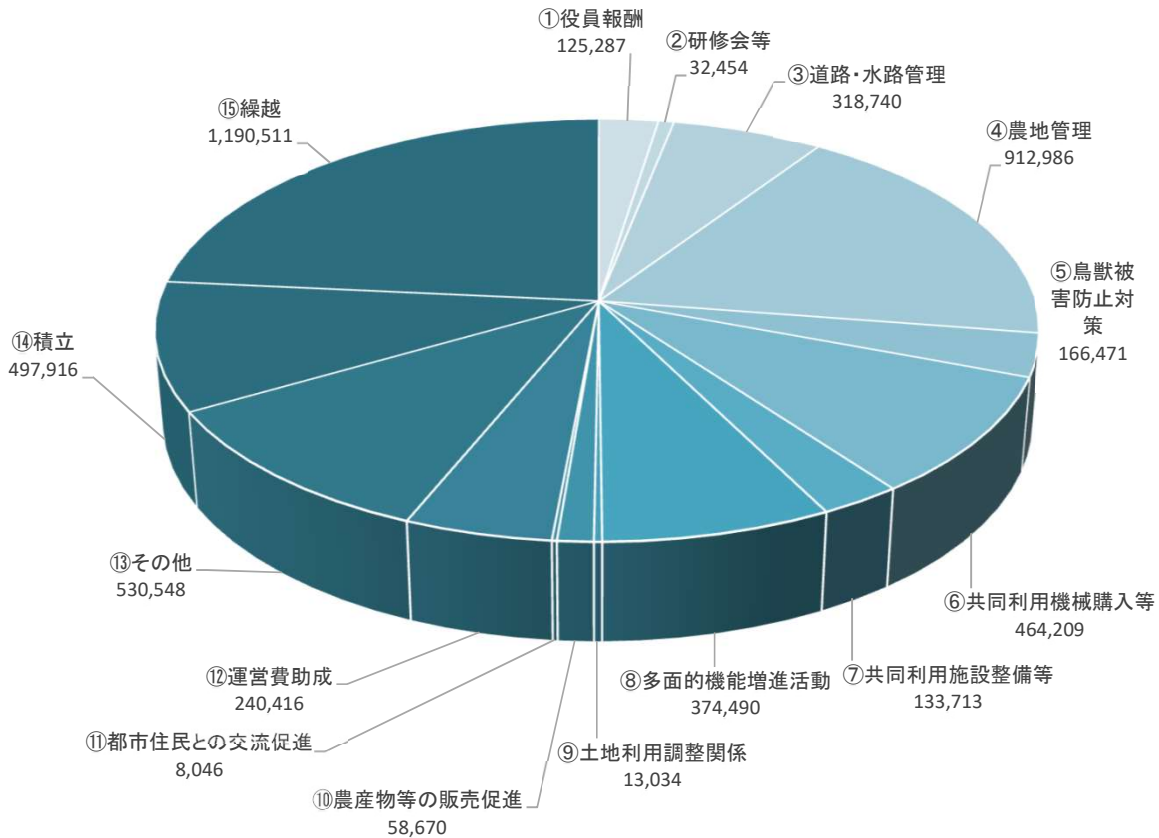
令和4年度において、市町村から集落協定に交付された交付金75億98万円のうち、35億7,670万円が共同取組活動に充当され、前年度からの繰越と併せて総額で50億6,749万円が共同取組活動に使用されました。

内訳では、農地管理費（18%）、共同利用機械購入費（9%）等に多く支出されています。

表17 共同取組活動に係る交付金の主な使途

使 途 内 容	金額（千円）	割合（%）
① 役員報酬（集落協定に定める役職者への支払）	125,287	2.5
② 研修会等費（協定参加者が参加する各種研修等に係る経費）	32,454	0.6
③ 道・水路管理費（草刈・泥上げ等の出役費、補修費、活動に必要な備品費等）	318,740	6.3
④ 農地管理費（畦畔管理費、法面点検費、簡易基盤整備費等、農作業委託料等）	912,986	18.0
⑤ 鳥獣被害防止対策費（防止柵等の資材費、設置費、管理費等）	166,471	3.3
⑥ 共同利用機械購入等費（共同利用機械の購入費、修理費、燃料代等）	464,209	9.2
⑦ 共同利用施設整備等費（共同利用施設の建設費、補修費、運営費等）	133,713	2.6
⑧ 多面的機能増進活動費（景観作物の作付、市民農園の実施等）	374,490	7.4
⑨ 土地利用調整関係費（利用権の設定、農作業の委託費等に係る経費）	13,034	0.3
⑩ 農産物等の販売促進関係費	58,670	1.2
⑪ 都市住民との交流促進関係費	8,046	0.2
⑫ 活動組織への運営費助成	240,416	4.7
⑬ その他（家畜衛生対策費、事務経費、法人設立等）	530,548	10.5
⑭ 積立	497,916	9.8
⑮ 繰越	1,190,511	23.5
合 計	5,067,490	

※ 金額は前年度からの繰越・積立額等（1,490,788千円）を含む。



共同取組活動に係る交付金の主な使途